

亥ほやのさと下野

中務卿親王

こと、はん亥ほやの里に住蟹もわがごとからき物や思ふと

〔千訓抄〕源經兼下野守にて在國の時、或もの便書を以て、雜事など乞に、大かた便りなき由など
いひて、はかぐしき事もせねば、冷然として、二三町ばかりゆくを、人を走らかして、さらばとよ
びかへしければ、不便なりとて、亥かるべき物などたぶべきかと思て歸たるに、經兼云、あれ見給
へ。室の八島はこれなり、都に人にかたり給へと云、いよ／＼腹立氣有て歸にけり。○下

〔延喜式〕兵部諸國健兒○中

下野國一百人○中

諸國器仗○中

下野國甲三領、横刀九口、弓六十張、
箭六十具、胡籠六十具、

〔日本書紀〕天武十九年五月甲戌、下野國司奏所部百姓遇凶年、飢之欲賣子、而朝不聽矣。

〔日本書紀〕持統三十一年三月丙戌以投化新羅人十四人居于下毛野國賦田受稟使安生業。

〔續日本紀〕元明靈龜元年五月庚戌移相模上總常陸上野武藏下野六國富民千戸配陸奥焉。

〔續日本紀〕光仁二年寶龜四年二月辛亥下野國災燒正倉十四宇穀糒二万三千四百餘斛。

〔扶桑略記〕朱雀二十五天慶三年二月八日甲辰爰官使未到間、二月一日下野押領使藤原秀鄉常陸掾平貞盛等率四千餘人兵、一千人兵於下野國與將門合戰時將門之陣已被討靡。

〔吾妻鏡〕四十建長二年十二月廿八日己未下野國大介職者伊勢守藤成朝臣以來至小山出羽前司長村十六代相傳敢無申儀絕之處依大神宮雜掌訴所被改補也於彼訴訟事者以來銅以下贖令解謝訖被行二罪之條殊含愁訴之由長村連々言上之間可被返之旨及評儀云云。

建武二年八月三十日

大膳大夫花押

小山四郎館